

令和5年 第2回

木古内町議会定例会会議録

令和5年6月22日 開会

令和5年6月22日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

	提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第1日目（令和5年6月22日）	
	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	議会運営委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・	8
	開会・開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 2	議会運営委員会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	10
日程第 3	会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第 4	議長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・	12
日程第 6	町長及び教育長諸報告・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日程第 7	報告第1号 令和4年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について・・	14
日程第 8	報告第2号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書 について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
日程第 9	報告第3号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	15
日程第 10	報告第4号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計継続費精算報告書について・	15
日程第 11	議案第1号 令和5年度木古内町一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	16
日程第 12	議案第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）・・	22
日程第 13	議案第3号 令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）・	24
日程第 14	議案第4号 木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	26
日程第 15	議案第5号 木古内町過疎地域持続的発展計画の変更について・・・・・・・・	32
日程第 16	議案第6号 木古内町ゼロカーボンシティ宣言について・・・・・・・・	34
日程第 17	同意案第 1号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	35
日程第 18	同意案第 2号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	36
日程第 19	同意案第 3号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	37
日程第 20	同意案第 4号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	37
日程第 21	同意案第 5号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	38
日程第 22	同意案第 6号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	39
日程第 23	同意案第 7号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	40
日程第 24	同意案第 8号 木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	40

日程第25	同意案第9号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	41
日程第26	同意案第10号	木古内町農業委員会委員の選任について・・・・・・・・	42
日程第27	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・	43
日程第28	意見書案第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書・・・・・・・・	43
日程第29	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書・・	44
日程第30	意見書案第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書・・・・・・・・	45
日程第31	意見書案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書・・・・・・・・	47
日程第32	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・	51	
	会期中の閉会・・・・・・・・	51	
	会議録署名議員の署名・・・・・・・・	52	

令和5年6月22日（木）第1号

- 開会日時 令和5年6月22日（木曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 令和5年6月22日（木曜日）午後 2時10分
-

・出席議員（9名）

1番	平野武志	6番	安齋彰	
2番	東出洋一	7番	相澤巧	
3番	廣瀬雅一	8番	――	
4番	竹田努	副議長	9番	吉田裕幸
5番	新井田昭男	議長	10番	又地信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	野村広章
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	幅崎英樹
町民課長	畑中正実
税務課長	阿部亮輔
会計管理者	阿部亮輔
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	中山啓
商工観光創生室長	福井弘生
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
農業委員会事務局長	中山啓
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	福田伸一

令和5年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和5年度木古内町一般会計補正予算(第2号)	5.6.22	原案可決
議案第2号	令和5年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	5.6.22	原案可決
議案第3号	令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	5.6.22	原案可決
議案第4号	木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について	5.6.22	原案可決
議案第5号	木古内町過疎地域持続的発展計画の変更について	5.6.22	原案可決
議案第6号	木古内町ゼロカーボンシティ宣言について	5.6.22	原案可決
同意案第1号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第2号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第3号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第4号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第5号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第6号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第7号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第8号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第9号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
同意案第10号	木古内町農業委員会委員の選任について	5.6.22	原案同意
報告第1号	令和4年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について	5.6.22	報告済み
報告第2号	令和4年度木古内町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	5.6.22	報告済み

報告第3号	令和4年度木古内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	5.6.22	報告済み
報告第4号	令和4年度木古内町簡易水道事業会計継続費精算報告書について	5.6.22	報告済み
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	5.6.22	原案承認
意見書案第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書	5.6.22	原案可決
意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書	5.6.22	原案可決
意見書案第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	5.6.22	原案可決
意見書案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	5.6.22	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	5.6.22	承認

令和5年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和5年6月22日（木）

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7	報告 第1号	令和4年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について
8	報告 第2号	令和4年度木古内町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
9	報告 第3号	令和4年度木古内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
10	報告 第4号	令和4年度木古内町簡易水道事業会計継続費精算報告書について
11	議案 第1号	令和5年度木古内町一般会計補正予算（第2号）
12	議案 第2号	令和5年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
13	議案 第3号	令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
14	議案 第4号	木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について
15	議案 第5号	木古内町過疎地域持続的発展計画の変更について
16	議案 第6号	木古内町ゼロカーボンシティ宣言について
17	同意案第1号	木古内町農業委員会委員の選任について
18	同意案第2号	木古内町農業委員会委員の選任について
19	同意案第3号	木古内町農業委員会委員の選任について
20	同意案第4号	木古内町農業委員会委員の選任について
21	同意案第5号	木古内町農業委員会委員の選任について
22	同意案第6号	木古内町農業委員会委員の選任について
23	同意案第7号	木古内町農業委員会委員の選任について

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
24	同意案第8号	木古内町農業委員会委員の選任について
25	同意案第9号	木古内町農業委員会委員の選任について
26	同意案第10号	木古内町農業委員会委員の選任について
27	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
28	意見書案第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書
29	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」 など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書
30	意見書案第3号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
31	意見書案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実 ・強化を求める意見書
32		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりました。ただいまから、令和5年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

1番 平野武志君、2番 東出洋一君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。

令和5年5月8日に開かれました、令和5年第2回木古内町議会臨時会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 廣瀬雅一。

議会運営委員会報告書。

令和5年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。

開催日 令和5年6月20日 出席委員は廣瀬、相澤、平野、新井田、安齋委員、欠席委員はありません。説明員は、羽沢副町長、幅崎総務課長、事務局は片桐事務局長、福田主査でございます。

2. 令和5年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1) 今定例会の会期については、6月22日から6月23日までの2日間としたい。

22日は本会議を開催し、補正予算、条例制定等の議案審議を行う。

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更

は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案6件、報告4件、同意案10件、発議案1件、意見書案4件である。

(4) 採決は起立方式で行うこととする。

3. 令和5年第2回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染症対策について。

(1) 議場内、委員会室でのマスク着用は自己の判断とする。

(2) 議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3) 演台を使用した際は、マイクの消毒を行う。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) 2番 東出でございます。

委員長にちょっとお伺いしたいと思います。

実はきのう、新聞報道ででかでかと載せられまして、私自身も責任を感じている1人ではございます。ただ、議運開催の日においては、一般質問の質問者が誰もおりませんということでございましたけれども、その件についてはいろいろと新聞報道されておりましたけれども、この件についての議論をされたのかどうなのか、またその辺について我々に報告できるものがあればご報告いただきたいなど。ちょっとそのようなことで申し訳ございませんが、答弁願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 東出議員の質問にお答えいたします。

運営委員会においては、今回のことに関しては、協議はやっておりません。

私自身も報道を受け止めて、深く反省するところであり、今後このようなことがないような方向で皆さんと協力しながら進めていきたいなと思っております。

私の考えですけれども、この一般質問は個々皆さんそれぞれが町民からの話等を聞きまして、考え、一般質問に向かうという認識もしておりますけれども、横の連携とかを取りながらそれがなかったのかなということ、十分反省もしておりますし、今後それがないように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月23日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月23日までの2日間と決定いたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和5年5月8日に開かれました、令和5年第2回木古内町議会臨時会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 6番 安齋 彰君。

○6番(安齋 彰君) 令和5年6月22日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 安齋 彰。

総務・経済常任委員会の所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

開催日 令和5年6月9日 出席委員は安齋、平野、東出、廣瀬、竹田、新井田、相澤、吉田、又地、9名全員であり、欠席委員はおりません。説明員は、羽沢副町長、福井商工観光創生室長、中川主査、中山産業経済課長、大高主査、西塚主査、畑中町民課長、吉田(匠)主査、田畑まちづくり未来課長、大山主査、藤澤教育長、加藤生涯学習課長、佐藤(元)主査でございます。事務局からは、片桐事務局長、福田主査となっております。よろしく願います。

2. 所管事務調査項目。

(1) 産業経済課及び商工観光創生室。

こちらのほうにつきましては、①薬師山整備について、こちらは現地調査も実施しております。②春の観光実績について、③観光資源調査の報告について、④木古内エール商品券事業(物価高騰対策交付金)、⑤木古内町農業者緊急対策助成金事業(物価高騰対策交付金)。

(2) 町民課。

①木古内エール生活支援給付金事業(物価高騰対策交付金)、②木古内エール子育て世帯生活支援特別給付金事業(物価高騰対策交付金)を利用したものでございます。

(3) まちづくり未来課。

①地球温暖化対策実行計画の報告について。

(4) その他。

①町史の配布ということで、生涯学習課からいただいております。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告します。

1. 薬師山整備について。

薬師山の芝桜は長年木古内町のシンボリック的存在であると認識され、観光資源として位置付けられているが、平成28年頃から生育不良がみられはじめ、これを回復させようと専門家などに指導を受け、行政からはその後あらゆる手法で開花に向け取り組まれたものの、斜面の傾斜がきつく土が流れ出し、根が定着しづらいことや、近年はさらに鹿の食害などもあり、整備に毎年多額の財源を必要とすることから、今後は芝桜の管理を断念するとの説明を受けた。

整備方針については、観光資源として継続するための新たな花木の植栽を行うのか、あるいは地域の方々の憩いの場である公園として整備を行うのか、専門家の意見を伺ってしっかりとした方向性を示し活用していただきたい。

2. 春の観光実績について。

ここ数年は、コロナの影響で観光誘客が伸びない状況が続いていたことや、昨年は高規格幹線道路が開通した影響もあってか、道の駅に関しては伸び率が前年を下回る結果となった。

しかしながら、今期のゴールデンウィークも多くの観光客が町を訪れ、サラキ岬チューリップフェアや札苅村上芝桜園では、駐車場がいっぱいになるほどの賑わいが生まれ、大変喜ばしい状況となっている。客足の乏しい観光施設については、利用増に向けた内容の変化が必要と考える。

コロナ禍前の観光実績数値を超えることを目標に磨き上げを行い、町への交流人口を増加させ観光需要をさらに高めることを期待する。

3. 観光資源可能性調査実施業務の報告について。

昨年度の予算等審査特別委員会で多くの議論となった観光資源可能性調査の報告書の説明を受け、概ね想定していたとおりの報告の内容ではあったが、調査しきれていない観光資源や活用方法があるものの、一部では目を引くアクティビティの提案もあり、一定の成果はあったと感じられる。

行政は今後の展開として、モニターツアーを招聘し提案されたアクティビティの実用化の検討をするとのことであり、その検討する場として、アウトドア・アクティビティ可能性調査協議会（案）を立ち上げるとのこと。ぜひ町の観光誘客拡大のために、前向きな協議検討を期待したい。

また、包括連携協定を締結しているモンベルのフレンドエリアを活用し、木古内町の魅力・観光情報の発信に大いに取り組んでいただきたい。以上でございます。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

町長及び教育長諸報告

○議長(又地信也君) 日程第6 町長及び教育長諸報告。

町長及び教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略い

たします。

報告第1号 令和4年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(又地信也君) 日程第7 報告第1号 令和4年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) おはようございます。

それでは、ただいま上程となりました、報告第1号 令和4年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越された令和4年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

2ページをお開きください。

2款 総務費 事業名 産業会館設備改修事業で、1億1,449万8,000円、4款 衛生費、事業名 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、15万5,000円、8款 土木費、事業名 佐女川人道橋補修事業で500万円、合計で、1億1,965万3,000円を繰り越すものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

報告第2号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(又地信也君) 日程第8 報告第2号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第2号 令和4年度木古内町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越された令和4年度木古内町介護保険事業特別会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

2ページをお開きください。

3款 地域支援事業費、事業名 バイタルトラッカー導入事業で、159万5,000円を繰り越すものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

報告第3号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長(又地信也君) 日程第9 報告第3号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第3号 令和4年度木古内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越された令和4年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

議案の2ページをお開きください。

2款 施設費、事業名 公共下水道事業で、2,000万円を繰り越すものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

報告第4号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計継続費精算報告書について

○議長(又地信也君) 日程第10 報告第4号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、報告第4号 令和4年度木古内町簡易水道事業会計継続費精算報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により繰り越された令和4年度木古内町簡易水道事業会計支出予算について、同施行令同条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

2ページをお開きください。

1款 資本的支出、事業名 木古内浄水場紫外線装置及び非常用発電機導入事業で、令和3年度と令和4年度の事業予算 3億1,710万円に対し、実績額は2億9,788万円となっております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

議案第1号 令和5年度木古内町一般会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第11 議案第1号 令和5年度木古内町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第1号 令和5年度木古内町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、9,165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、41億4,885万2,000円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、2款 総務費は、木古内町未来まちづくりフォーラム開催事業のための追加補正、3款 民生費は、木古内エール生活支援給付金事業、及び木古内エール子育て世帯生活支援特別給付金事業実施のため、6款 農林水産業費は、木古内町農業者緊急対策助成金事業実施、7款 商工費は、木古内エール商品券第6弾事業の実施、13款 諸支出金は町税等還付金の支出見込みが増加することに伴う追加補正です。

また、歳入の主な補正内容は、このたびの事業実施に伴う国、道及び関係機関からの補助金で、不足分は財政調整基金から繰り入れいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出から説明します。

8ページと、資料部分の14ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、5目 企画振興費、7節 報償費から10節 需用費まで、41万1,000円の追加は、木古内町まちづくりフォーラム開催事業の執行予算で、1番の趣旨・目的に記載のとおり、全町民を対象にまちづくりや人づくりの専門家による講演会及びワークショップを開催することで、当町の振興計画及び教育総合推進中期計画の策定に寄与することを目的とするものです。

2番、事業の概要には、内容、事業費の内訳、参集範囲及び開催予定日を記載しておりますのでご確認ください。

3番、予算の内訳の(2)歳入に記載のとおり、財源として北海道市町村振興協会から地域づくりセミナー開催支援金 30万円が交付されることとなっております。

9ページと、資料部分の15ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、12目 生活支援給付金事業費、3節 職員手当等から18節 負担金補助及び交付金 3,062万5,000円の追加は、木古内エール生活支援給付金事業の執行予算で、1番の趣旨・目的に記載のとおり、物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、国及び道の交付金を活用し生活を支援するものです。

2番、事業費概要の(1)に対象世帯を記載しておりますが、非課税世帯及び家計急変世帯には1世帯あたり3万円を、住民税均等割のみ課税されている世帯には1万2,000円を支給いたします。

(2)には事業費の内訳を、(3)には給付・業務のスケジュールを、次の16ページには予算の内訳とフローチャートを掲載しておりますのでご確認ください。

続きまして、10ページと資料部分の17ページをお開き願います。

3款 民生費、2項 児童福祉費、4目 子育て世帯生活支援特別給付金事業費、3節 職員手当等から18節 負担金補助及び交付金 683万7,000円の追加は、木古内エール子育て世帯生活支援特別給付金事業の執行予算で、1番の趣旨・目的に記載のとおり、物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、国の事業とあわせて町独自の支援を行うものです。

2番、事業概要の(2)に支給要件を記載しておりますが、①の国の事業の給付対象となるのが、令和4年度に同種の給付金を受給されているかたや、令和5年度の住民税が非課税である世帯などが該当となります。

②が町独自のもので、国の事業の給付金対象とならない子育て世帯を対象に支援するものです。

給付額は、(3) 事業費の内訳に記載のとおり、①の国事業分は児童一人あたり5万円を、②の町独自分は1世帯あたり3万円を給付するものです。

(3)には事業費の内訳を、(4)には給付スケジュールを、次の18ページには予算の内訳とフローチャートを掲載しておりますのでご確認ください。

11ページと、資料部分の19ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業総務費、18節 負担金補助及び交付金 1,000万円の追加は、木古内町農業者緊急対策助成金事業の執行予算で、1番の趣旨・目的に記載のとおり、飼料価格の高騰などで農業経営に影響を受けた農業者を支援するため、助成金を支給するものです。

2番、事業概要の(3)に3種類の助成内容を記載しております。

一つ目、①は野菜の種子代金に対する助成で、昨年購入した種子代金の5割に相当する額を、②は水稲へり防除に対する助成で、昨年購入したへり防除1回分の農業代金に相当する額を、三つ目の③は乳牛、肉牛に対する助成で経産乳牛1頭につき7,200円、3か月齢以上の肉牛1頭につき、2,880円を助成するものです。助成の見込額については、(4) 積算内容を、受付期間については、(5)をご参照願います。

また、3番の予算の内訳に記載のとおり、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 530万円を充当予定です。

12ページと、資料部分の20ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、10節 需用費から18節 負担金補助及び交付金 3,971万5,000円の追加は、木古内エール商品券第6弾事業の執行予算で、1番の趣旨・目的に記載のとおり、電力・ガス・食料品等の価格高騰などによる、町民生活や地域経済への影響を

緩和するため商品券を配布するもので、2番.事業概要の(4)から(10)まで事業の内容を記載しておりますが、配布額は町民一人あたり1万円とし、使用期間は10月末までとしております。

3番の予算の内訳に記載のとおり、財源には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,160万円ほどを充当予定です。

13ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、22節 償還金利子及び割引料 407万円の追加は、令和3年度及び令和4年度において国の補助金を活用し実施した、子育て世帯等臨時特別支援事業等について、実績が確定したことにより補助金の精算が行われるため、この2か年度分の返還額が407万円ほどの見込みとなったためです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

一番下に記載の財政調整基金繰入金ですが、3,901万2,000円の追加は、このたびの補正に伴う財源調整です。

この財政調整基金繰入金以外の歳入については、このたびの事業執行予算の財源で、先ほど歳出のほうで触れさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

何点か確認と質問をしたいと思います。

まず資料の14ページのまちづくりフォーラム、これの先ほど総務課長より説明を受けました。これ費用弁償で、この事業費41万のうち36万が旅費、費用弁償になっている。これ人数が複数なのか、それとも例えばどこから九州から講師を招聘するのかなどなのか、旅費の額にすればちょっと多額だということから、その辺について説明を願いたいと思います。

それから資料15ページ、これのエール生活支援給付事業、これ非課税世帯を主にした支援だということから、異論はないわけですが、ただ①これ国の事業と北海道の事業に分かれているんですね。国・道の事業なのに例えば財源の中では、一般財源が1,100万投入しているんですね。その辺なぜ国・道の事業なのに、一般財源が投入しなきゃならないのかってその辺の説明を願いたいと思います。

それから町長、この例えば給付金の事業については、これが今回が最後なのかなのかって一部分が一つとこれ例えば19ページ、農業者に対する緊急対策助成金、これ農業者にとっては大変嬉しい制度だと思うんですね。ですけれども、例えば農業者以外のいろんな商売やっている人、例えば漁業者等について、はたしてどうなのって。そして、これについても一般財源が約半分投入しているっていう事業なんですね。ということは、農業者ばかりでなくて飼料だけが高騰で、農業者が大変だということ聞いています。それであれば例えば飼料が去年から見て、1,000円のもの5,000円になったとかそういう資料を添付すべき

だろうというふうに思うんですよね。細かく言えば例えば飼料ばかりでなく、農薬あるいは種子、これについても助成の対象になっているんですよね。ということは、飼料ばかりでなくて飼料等を含めた全てが農業者に対する補填の事業だっていうふうに私はこれ見たんですよ。一般のやはり漁業者含めて物価の高騰等も考えれば、農業者だけでなく全業種に行き渡るようなそういうやはり支援をすべきでないだろうかっていうふうに感じましたので、その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) 竹田議員のお尋ねのうち、木古内町未来まちづくりフォーラムの費用弁償の内訳についてです。

こちらの費用弁償につきましては、講師の旅費となるものですが、講師につきましては、だいたい4人程度を想定をしております。なお、こちらにつきましては現在、総務省の地域力創造アドバイザー制度などに登録をされております、まちづくりを専門に研究をされている大学の教授ですとか、あと地方創生産業物流DX人材育成などを専門的に携わっております事業者さんなどを教育委員会のほうと連携をして選定をすることとしております。以上です。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(畑中正実君) ただいまの竹田議員のお尋ねでございます。

木古内エール生活支援給付金事業こちらにつきましては、国と北海道の事業となっております。ただ、予算の内訳といたしましては、一般財源が約1,100万円ということでの計上になっているところでございます。こちらにつきましては、現時点で国のほうから提示されている交付金の金額にあわせて予算の策定を行っております。後日、改めて追加交付が予定されておりますので、あくまで現時点での金額での予算計上となっております。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(中山 啓君) 竹田議員のご質問にお答えします。

農業者の支援助成金についてでございます。まず影響額なんですけど、影響額につきましては、肥料代として約1,600万ほど昨年度より高騰しているというのを聞いております。また、配合飼料も含めて500万ほど。それで、種子代も含めると年間2,400万ほど肥料が資材等上がっているということを知っておりましたので、このたび農業者に対して緊急的に支援をするものでございます。

あと、商工業者、漁業者につきましてはのご質問でございますが、まずいまの段階では緊急的な支援というものは考えておりませんが、水産業においては既存の事業、また商工会、商工業者については、今回のエール商品券も含めて地域活性化にできればと思っております。

しかしながら、今後の状況の変化等も踏まえて、商工業者の方々、水産業者の方々とお話をさせていただきながら、情報共有を図っていきたいと思っておりますので、ご理解願います。以上です。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) このたび、交付金をあてがった部分と一般財源が若干持ち出しが多いように見える形にはなっております。交付金は当然ながら今回6,000万弱国から交付された金額がありまして、それに見合った事業を展開するとなるときよう提案を申し上げたも

のは全て縮小しなければならない。しかしながら、今回の物価高騰ですとかそれら生活支援、経済支援、それらを全て総合的に考えた時に事業費がこれだけ膨らみましたので、一般財源を少し多めになりますけれども、このたびは組まざるを得なかったというのが現状でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 概ね理解はできるんですけども例えば農業者の緊急対策、これについて確かに2,400万ほど飼料等が上がっているって。ただ、いくらいくら上がっているからどうだっていうことでなくて、それであればそういう根拠なる資料等もきっちりやはり付けてもらわないと我々にすればそんなに上がっているっていうふうに思っていないんですよ。

そのくらいだったら例えば電気だとか物価高騰等あるわけだから、だから産経とすれば農業者だけに目をやるんじゃないじゃなくて、漁業者だとか例えば商業者、各業種個々に聞いたわけではないんですけども、例えば運送業のかたの話を聞いてもかなりやはり経営が厳しいんだっていう実態です。やはり燃料の高騰含めて、そうすれば今回は農業者に対する支援だと。今後は、例えば農業者以外の漁業者含めた業種のかたについても調査・研究をする中で、今後考えていくんだっていうことなのか、今回でこの制度含めて終わりっていうことなのかっていうことをやはり町長の答えをいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員のお尋ねでございますが、町としては一次産業、とりわけ農業に関しまして、水稻、野菜、肉、牛、乳牛、盛んな農業地域であります。町の基幹産業であります。そして、ゼロカーボンやSDGsを進める中で、先人の皆さんから受け継いだこの自然をしっかりと守るといふ部分では、農業者の皆さんがしっかりと安定した経営ができるということと、あと私達町民一人ひとりにも自然だったり農業を守るという責任が私はあるとまず基本的な考えとしてもっています。

先ほど課長からも説明があったように、現在、コロナ、そしてロシア、ウクライナ情勢や様々な状況によって戦後78年経ちますが、その中でも極めていま厳しい状況だとそのように私も重く受け止めています。そのような中で、町独自の国、そして道の支援だけではなくて、町独自として力強く支援しなければいけないとそのように思って提案をまずはさせていただきました。この思いというのは、先ほども説明させていただきましたが、自然環境を守りながら農業を守るための今回挑戦だと思っていますので、これは持続可能な木古内の未来の投資とか、次世代の責任とそういった幅広い意味でも町として私個人として捉えています。

ですので、この重要性という部分をご理解いただき、またこのようにご質問をいただいたことにもまずをもって感謝を申し上げたいなと思っています。

それで、他の業種への支援はということでございますが、ご指摘いただいたとおり、今回の議会ではほかの業種、漁業や林業、商工業への支援については、今回の議会では提案されておられません。これは、ご指摘のとおりであります。

私は、町の全ての産業に竹田議員おっしゃるように、サポートしなければならないし、それは重要だと思っています。ですのでこの3年間、令和2年から4年間にわたるまで、必要に応じて様々な全事業者に対しての支援というものを町としてできる限り力強く進めていきたいとそういった思いはあります。

ですので、このことからほかの業種に対しても基本的な思いとして、検討する考えがある

ということをご理解いただきたいなど、そこは共有していただきたいなと思っております。

また、町独自の事業でありますエール商品券第6弾や先ほど課長からも説明ありましたが漁業者チャレンジ補助金、いまある制度を活用しながら、また国、北海道の支援事業というもの、たくさんメニューがあります。これは、一定程度各業界においてもメニューは充実していますし、活用されていると思っております。

ですので、まずは国や北海道の補助制度を活用しながら、ただ町として商工会や関係団体としっかりと連携して、いまある北海道や国の制度が活用されるようにサポートすることが重要だと思っております。様々な産業の発展に取り組んでいかなきゃいけないと思います。

ですが、竹田議員のたぶん本質的に聞きたかったことは、様々な業界のまず声を聞きなさいとそのようなご指摘かと受け止めました。町としてほかの業種のかたとの対話、積極的な対話をしっかりと重ねて、現場に出て、現場で直面する問題、ニーズ、そういったものをしっかりと把握しながら町の予算などしっかりと調和を取りながら、効果的で守るだけじゃなくて、成長できるような政策を考えなきゃいけないとそのように思っております。

そのような姿勢でほかの業種への支援策も進めてまいりたいと思っておりますし、町民の皆様や各業界のかた、そして議会議員の皆様からのそういった声とか要望というのをしっかりと受け止めて、協力いただきながら町の発展のためにまずはやはり産業が大切でありますので、目指して挑戦して進めてまいりたいとそのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 意図するところ、町長の考え、示されました。今後、他業種についても検討していくっていうことですから、やはり私が強調したいのが農業者のこの支援、これはこれでいいんですよ。ですけれどもやはり、財源の内訳で半分が一般財源ですから、1,000万のうち470万が一般財源を投入しているっていう。こういうことからしますとやはりもう少し広く農業者だけが厳しいんじゃないっていうことも含めて、精力的に取り組んでいただきたいということを訴えて終わります。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

5番 新井田昭男君。

○5番(新井田昭男君) いま、ほぼ同僚議員と同じような内容なのかもしれませんが、ちょっといわゆる今回4事業ぐらいに交付金を使っていたらいいんですけども、非常にいままでコロナ禍において、交付金のあり方っていうか非常に町民含めて、大変良い活用されてきたってような評価をさせていただいております。その中で今回、4事業の交付金を使用されているっていう中で、コロナ禍もご承知のとおり5類になって、今後こういう交付金がどうなるかっていう部分は大変気になるところ、もうおそくないんだろうというように思いもありますけれども、いまいまの事業を展開で現在、交付金の残額っていうかもう全て使い切ったのかとその辺のちょっと確認をさせていただきたいんですけども。

先ほど町長も同僚議員に答弁されていましたが、広くやはりいろんな困っているかたにそういう交付金も活用しながらっていう話もありましたけれども、その辺も非常に苦しいちょっと答弁かなと思ったんですけども、こういう交付金をはたして今後どうなのか、そして活用されているような業種に対しての支援ができるのかどうか、そういう部分をあわせて確認させてください。

○議長(又地信也君) まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) 新型コロナウイルスの交付金の交付と充当状況につきましてのご質問かと思いますが、こちらにつきましては議案の6ページのあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,990万6,000円につきましては、今回の歳出で上げております事業に全て充当しております、残額はございません。以上です。

○議長(又地信也君) 今後の見通しに関しては、ありますか。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 質疑というよりは質問なのかなというように考えますが、いままち課長から答弁がありましたとおり、交付金についてはもう残額なしのゼロということでございます。しかしながら、繰り返しになりますが、あくまでも町の声聞いた中で、必要なものについては交付金あるなしに関わらず、その時点でしっかりと一般財源なりで事業を実施していく考えをもっております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和5年度木古内町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

11時10分まで、休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議案第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、6億1,081万6,000円とするものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出から説明をいたします。

議案の7ページをお開きください。

2款 保険給付費、6項・1目 傷病手当金 22万3,000円の追加は、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症のため労務不能となり、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給される傷病手当金について、対象期間が令和5年3月31日から令和5年5月7日まで延長されたことに伴う追加です。

議案の8ページをお開きください。

3款 国民健康保険事業費納付金、1項・1目 医療給付費分 1万円の財源振替は、出産育児一時金に関する国庫補助金が増額したため、一般財源を特定財源に振り替えるものです。

議案の9ページをお開きください。

9款・1項・1目 予備費 1万円は、先ほど説明いたしました国庫補助金増額に伴い、予算額を調整するための追加です。

次に、歳入の説明をいたします。

議案、6ページにお戻りください。

3款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金 22万3,000円の追加は、歳出で説明いたしました傷病手当金の財源となる北海道からの特別調整交付金です。

8款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 出産育児一時金補助金 1万円は、歳出で説明いたしました出産育児一時金の財源となる国からの補助金の追加です。

説明は、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第13 議案第3号 令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第3号 令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算第4条本文括弧書き中で定める金額を1億3,545万5,000円から1億3,549万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入は、第1款 資本的収入、第1項 企業債の既決予定額 2億820万円に、4,590万円を追加し、2億5,410万円とするものです。

支出は、第1款 資本的支出の第1項 建設改良費の既決予定額 2億5,241万円に、4,593万5,000円を追加し、2億9,834万5,000円とするものです。

また、第3条は、企業債の限度額について、機械器具整備事業に関する限度額をこのたびの補正にあわせて、2億5,410万円に引き上げるものです。

それでは詳細につきまして、資本的支出から説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 機械器具備品購入費 4,593万5,000円の追加は、電子カルテシステム更新に伴う追加費用で、本年5月に厚生労働省から発出された医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに沿ったセキュリティ対策を講じるため、当初予定していた更新事業にサイバー攻撃対策強化費用等を追加し、あわせて実施するものです。

次に、資本的収入の説明をいたします。

議案の5ページにお戻りください。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 4,590万円の追加は、支出で説明いたしました電子カルテシステム更新の財源となる病院事業債 2,300万円及び過疎債 2,290万円の追加です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) 2番 東出です。

事務局長、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけども、今回この件については、国のほうからセキュリティ対策、そしていまのサイバー攻撃ということで、この電子カルテについて約4,600万の計上をされているわけですけども、まずちょっと当町が電子カルテにしてから何年経過しましたか。まずそ一つ。

それからもう1点は、いま盛んに報道されているマイナンバーカード、病院の保険証代わりにマイナンバーカードも使用できると。ところがそれがいまいろいろ問題化されているん

ですけれども、もしその辺との絡み、当町の病院はマイナンバーカードじゃなくて保険証じゃなきゃだめなんですよというふうな扱いになっているのかどうなのか、その辺も私もわからないんですけれども、いずれにしても今回のサイバー攻撃、セキュリティの面からすればこうやって病院債、それから過疎債を充てて今回やるんだけれども、前段に私が言いましたマイナンバーカードとの関連性があるのかないのか、その辺をちょっと私も知っておかなければならないなと思っておりますので、その辺サイバー攻撃の関係だとかについて、いままでの現状をちょっとお知らせしながら説明いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(西山敬二君) ただいま東出議員のお尋ねについて、お答えいたします。

まず、当院での電子カルテの使用状況ですけれども、現在いま使用している電子カルテについては、満7年です。その前にも使用しておりましたので、実際の年数っていうのはいま正確にお答えできませんけれども、10数年は使用しているところでございます。

いまマイナンバーカードの部分についてお話ありましたが、もちろん今回5月に厚生労働省から新たに示された医療情報システムの安全管理に関するガイドラインについては、もちろんサイバー攻撃プラス、オンライン資格確認っていうところでの攻撃等についても強化していくというふうになってございます。

当院につきましては、令和4年の2月からマイナンバーカードの使用できるように受け付けのほうで準備はしておりますけれども、実際件数的にはさほど多くはないっていう状況にございます。4月以降につきましても、基本的には今後オンライン資格っていうところでの運用っていう形で国のほうでも動いておりますけれども、現状は普通の保険証も含めて当院では対応しているところでございます。

○議長(又地信也君) 2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) そうするともう1回確認しますけれども、今回の電子カルテにおいては、いまのマイナンバーカードの部分についてもきちんと対応できるというふうに私理解したんですけども、それをもう一度きちんと聞きたいのと、それじゃあ当町の国保病院としていまこれだけマイナンバーでいろいろと問題が起きているわけですよ。そうするとこの件については、秋頃までという総理の話もあるんですけれども、そうするといま当町の病院においては、患者さんにおいては、保険証で全部対応するというふうに私理解したんですけども、その辺で間違いはないのでしょうか。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(西山敬二君) 先ほど申し上げましたが、令和4年の2月からオンラインでの保険証に紐付けされているかたについては、オンラインでもうちのほうでも使用は可能になってございます。ただ、4月以降になったとしても現状、保険証をお持ちのかたもたくさんおりますので、そういった方々についても対応のほうはしているということで、基本的には今後オンラインでの対応という形には流れる的にはなってくると思いますけれども、現状いま両方どちらでも使用は可能でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 事務局長、今回の電子カルテの更新っていうか、確かに厚労省からの指摘があつての更新なのかどうなのか。私は病院の経営改革プラン、この中で例えば電子カルテの更新時期が何年に例えば更新をして、電子カルテよりもやはり金額からしますと4,500万、その半分は起債での手立てなんですけれども、やはりそこが大事だと思うんですよね。

それで、なぜこの時期の6月の補正なのかっていうのが非常にわからなかった。なんで、本来であれば経営改革プランで病院の経営の中で、いまは数字の上ではなんとか収支保たれていますけれども、やはり患者の状況等を見ますと私は厳しいだろうと思っているんですよね。ということは、こういう大きな事業、電子カルテだとかについては、やはり年度当初で整備をすべき事業でないのかなっていうふうに思っているんですよ。ですから、改革プランではどういうあれだったのが急遽、厚労省からの指摘で全部の病院が電子カルテやっているところが全部この時期に更新をしなければならないっていうそういう制約なのかどうなのかっていう部分も含めて、ちょっと答弁。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(西山敬二君) ただいま、竹田議員のお尋ねについて、お答えいたします。

まず、令和5年度の年度当初で電子カルテの更新っていうのは、予算計上しております。

その上で今回5月に厚生労働省のほうから新たなガイドラインが示されましたので、その部分を更新のタイミングにあわせて一緒に今回進めたいっていうことで、上程させていただいたところでございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第14 議案第4号 木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第4号 木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

議案の資料部分、7ページ・8ページをお開きください。

このたびの条例制定は、全国的に増加している再生可能エネルギー施設、特に太陽光発電パネルなどの設置について、台風や積雪など自然事象による被害が発生していることなどを受け、地域住民の安全や環境への影響等に十分配慮した、地域と共生する形での再エネ設備の導入を進めるため、設置に係る基本的な事項や、町への届出、事業運営に関する指導・助言などに関する規定を整備するものであります。

なお、詳細につきましては、まちづくり未来課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) それでは、私のほうから議案の詳細を説明させていただきます。

議案説明資料により説明をさせていただきますので、引き続き議案の7ページをお開き願います。

こちら資料の1.カーボンニュートラルにつきましては、国が2050年カーボンニュートラルを宣言するに至った経緯について、記載をしております。

2.条例制定までの経緯についてにつきましては、本条例を上程するに至った経緯を記載しております。

国が2050年カーボンニュートラルを宣言したこと等を契機に、全国で再生可能エネルギー発電施設の設置が増加をしております。

一方で、先ほど町長が申したとおり、大雨、積雪、台風等に伴う設備の破損、倒壊等により、近隣地及び家屋等への被害がたびたび発生をしております。

この要因の一つとしましては、近年の再生可能エネルギー発電施設の設置場所が、建物屋上、屋根や原野のほか、市街地、山林、農地、傾斜地、水上など多岐にわたっており、その分様々なトラブルや災害に関するリスクが高まっていることが上げられます。

国が掲げる2030年度までの温室効果ガス削減目標△46%を達成し、2050年カーボンニュートラルを実現するために、木古内町としましても再生可能エネルギーの導入を促進する必要があると考えておりますが、一方でトラブルや災害リスクに関しては、地域の住民が再生可能エネルギー施設の安全性や生活環境への影響を十分に理解をし、町においても施設の設置・運営について関わりをもっていく必要があると考えております。

このことから、本条例を制定をしまして、町、事業者、町民等のそれぞれの責務を明確化するとともに、周辺関係者への説明、町への事前届出、町からの意見の申出、指導、助言等に関する制度を確立し、再生可能エネルギー発電施設と地域の調和と共生を推進してまいりたいと考えております。

3につきましては、条例の骨子を掲載しております。

条例につきましては、議案の2ページから5ページにかけて内容を掲載しておりますのでご参照いただき、要点のみ説明をさせていただきます。

(3) 定義につきましては、本条例の対象となる再エネ施設を太陽光及び風力としております。そのほか、事業区域、周辺関係者について定義をしております。

続きまして、8ページをお開き願います。

(4) の責務につきましては、町は本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずること、事業者は災害の防止、生活環境、自然環境への配慮、周辺関係者との良好な関係の維持、発電施設の適切な管理を行うこと、土地所有者等は事業区域の適切な管理を行うこと、町民は本条例を理解し再エネ施設の導入促進と地域との共生にご協力をいただくこととしております。

(5) の周辺関係者への説明から (11) の公表までは、4. の手続き等のフロー図をご覧ください。

木古内町で再エネ事業を実施する予定の事業者につきましては、事前に周辺関係者へ事業計画等を説明をし、その結果とともに、工事着工の60日前までに町へ事業計画等の届出をいたします。

町は、届出の内容について、防災、生活環境などの観点から支障がないか協議をし、問題があると判断した場合は、事業者に事業の中止または変更を申し出ます。

申出を受けた事業者は、その内容を検討し、変更する場合は再度届出をしていただきます。

ここで問題なしとなりましたら、事業者は工事に着手し、完成をしましたら町に完了の届出をしていただきます。

運転開始後、事業者は施設を適切に維持管理をし、事業期間終了の30日前までに、町へ施設廃止の届出をしていただき、施設の撤去・処分が完了しましたらその旨を届け出ていただきます。

町は、工事の着手から施設の廃止まで、適時状況等を確認し、問題があれば資料提出や立入調査等を実施のうえ、指導・助言を行い、それに従わない場合は勧告、勧告に従わない場合は、(11) 公表のとおり、事業者の氏名、住所、勧告の内容を公表する措置を講じます。

そのほか、本条例の施行日は公布の日からとしております。

また、経過措置といたしまして本条例につきましては、施行日以後に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用いたしますが、第12条の廃止の届出から第17条の公表までは、設置時期にかかわらず、対象となる施設に該当する発電事業に適用することなどを記載しております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 新井田昭男君。

○5番(新井田昭男君) いま担当課より、いわゆる自然太陽光発電、カーボンニュートラルに関する部分のご説明いただきました。

先般、調査事項として総務常任委員会でもこの辺は説明を受けたところでありますが、たまさか同僚議員からこの太陽光発電のパネル関係の結構この地区でも業者名まではわかりませんが、かなり太陽光発電の使用土地があるっていうことは承知しているところなんですけれども、いまこの条例が出た中で、この以前の条例これから発効になるわけでしょうけれども、以前のそういう対応というか要するに非常に見ていると設置はしたけれども草も

刈らない、一部郊外の使用土地にそういうことはしているところもあるんだけど、実際に見ると各地区にも何箇所かやはり隣のお家と隣接しているところに設置されているという状況もあるわけですね。そういう中で、夏場になっても草も刈らない、ほぼほぼ1年そのまま、台風があっても壊れても相当な時期を経ないと対応しないというようなことが過去にもちょっと見受けられたんですよね。だから、そういういまの管理からいくとこれからの新設だとかいろいろあるんでしょうけれども、この条例以降というか前のそういう対応も行政が踏み込んだ指導ができるのかどうか。確か同僚議員からも当時の常任委員会では、できるんだよねというような話は確かされたと思うんだけど、その辺やはり景観も含めて巡回していただくとか、今後やはりその辺の体制も聞きたいです。どうでしょうか。

○議長(又地信也君) まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) 新井田議員からのお尋ねであります。こちらの本条例制定前の設置されている施設につきましても、この経過措置の中で維持管理から廃止までは、町のほうで状況を確認をしまして、状況が問題がある管理をしているような事業者につきましては、町のほうから指導、助言をできるような制度としておりますので、こちらについては適宜対応してまいりたいと考えております。

また、こちらすでに設置されている事業者につきましては、経済産業省が一定規模以上の事業者に対しましての事業計画認定情報をホームページ上で公開をしておりますので、こちらの事業者につきましても、本条例で制定されましたら文書等で条例の内容について、周知をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 5番 新井田昭男君。

○5番(新井田昭男君) 大変、わかりました。ただ、やはり現状の状況を確認してほしいです。一応全部目通しをしていただいて、いまやはり草ボーボーだとかご承知のとおりドクガがかなり影響されているんですよ。だからそういう部分も含めて、やはり行政がきちんと巡回した中で、そういう行政指導をするという部分は、きちんとやはり言っていただきたいです。そうでないとまた近隣住民のかたも大変迷惑なことです。その辺はしっかりと対応していただければと思います。これは要望として終わります。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) いままでもいろんな地域に相当数の太陽光パネルが設置されているんですけども、ちょっと参考までに私お聞きしたいのは、いま同僚議員が言ったように、きちんと草を刈っているところもあれば、刈っていないところもあります。そして、それが人家の近くだとかそういうようなところもあるので、極力あなた達のほうで1回グルッとやはり見ておく必要はあるだろうということをこれはやはり私も同じ考えをもっています。

この設置するに関して、土地の問題なんです。ということは、地目が畑だとか山だとかいろいろ地目ありますけれども、これあれですか、原野でないとできないんでしょうか。私なんかその辺ちょっとわからないんですけども、一説によれば原野でないとできないのかなっていう私気がするんですけども、例えばうちやりたいんだと言ったけれども、そこは地目上畑ですとかなんとかって言うので、そういう絡みも出てくると思うんですが、その辺地目はどういうふうになっていますか。

○議長(又地信也君) まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) 東出議員からのお尋ねであります。まず既存施設も含めて施設の維持管理につきましては、まちづくり未来課のほうでも先ほど申しました経済産業省のホームページですとか公表されている情報などをもとに、地図を落とし込みをしております。そちらについては適宜見廻り管理をしてみたいと考えております。

また、広報などでも町民の皆さんにこういった条例の制定と周辺になにかしら支障が生じていないかというところをご意見いただけるように周知もしてみたいと考えております。

また、太陽光パネルです。こちら設置できる場所につきましては、原野に限らず現在は農地ですとか、あと森林、あと傾斜地、あと水上など、あと市街地も含め多岐にわたっております。こちらは経済産業省及び環境省のほうで様々な土地にパネルを設置するためのガイドラインを示しております。そちらに基づいて事業者につきましては、設置をしているというところでもあります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 自分の確認したいことを前段議論されましたので、重複を避けたいと思いますけれども、まず再生可能エネルギー、これは例えばこのあと出てきますゼロカーボン宣言とも若干リンクする。それだけ木古内町とすれば再生可能エネルギー、これに力をいれていくっていうふうにも一面見えるんですよね。それで町長、これ町として例えば太陽光発電、例えば町有地の遊休地に太陽光発電を設置をして、エネルギー発電をするっていう。

私は、条例制定を見た時に町がこれからそういう大きな事業をするんだって。例えば松前であれば風力、木古内であれば風力っていうのはちょっと馴染まないのかなっていうふうに思って太陽光、これを結構例えば旧中学校のグラウンドだってあんなに空いているわけだ。

やはりその辺を活用したエネルギー発電をするっていう方向性なのかどうなのかっていうことをちょっと確認しておきます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員のお尋ねでございますが、このあとの宣言にももちろん関わってくる内容でございますが、基本的に木古内町は2050年までにゼロカーボンを目指していくと。その中で、人口減少だったりいろんな状況を調査したところやはり一番大切なのは、大きな事業者を誘致するとかよりも町民のかたと議員の皆さんと、皆さんがそれぞれ参加者となってどういったゴミを減らすとか、そういった取り組みをやるっていうことがまず町として大事だなと思っています。そういった取り組みも今後、皆さんと意見交換をしながらやっていきたい。これは、まさにSDGsともつながる部分がありますので、基本的な考えとしてそこは大切にしていきたいと。

また住環境、先人から受け継いだ自然、こういったものをまず私は守っていきなりたいと思っております。ただ、この中でいま22箇所、4箇所ぐらい大小それぞれの太陽光の施設がありますけれども、そこに関してはやはりいままで適切に維持管理がされていなかったという認識は町のほうでありましたので、なのでこのたび条例をまず作らせていただいたと。

ですので、力強く進めるよりもまずは一旦いままでのことを整理をして、町として適切に自然と再生可能エネルギーのゼロカーボン宣言をやはり歩む中で、一度条例を作って皆さんが気持ちを高めて一緒にやっていこうじゃないかというのが私、ゼロカーボン宣言の本質だ

と思っています。ただ現在、風力の部分につきましても、実際に何社かから調査依頼とかき
ているという実情もあります。私達としては、できる限り町民の生活や自然に影響がない
部分で再生可能エネルギーは進めていきたいなという私の個人的な考えがありますが、ただ
それも事業者さんも会社を事業でやるわけですから、そこはしっかりと地域の声を聞いて、
町として進めていきたい、そのためのまずは条例であります。

風力も現在問い合わせはあるものの、いわゆる山の尾根と言うんですか、渡島も檜山もそ
うなんですけれども、町と町の境目というのはだいたい山の頂上になっております。そうい
った部分を想定していま現在調査を行いたいという業者がおりますが、ただ実際にそれが稼
働するのが8年・10年かかるような事業でありますので、そこも町として風力の会社が来る
から良かったのではなくて、しっかりと自然を守りながら皆さんの声を聞いて、そこは慎重に
進めていきたいとそういった思いであります。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) この条例は地域住民、木古内町を守る上で必要な条例だとは思ってお
ります。ただ、私もいろいろ調べて全国やはり多数の自治体がこの条例を使っているという
中で、どうしても最終的に勧告、公表というのがどうしても弱いという話があります。ここ
を例えば町として許可を下ろさないとか、場所を地域限定したものを作るとかっていうそう
いような議論っていいのか、これ作る時にそういうちょっと強い一歩踏み込んだ規制って
いうのは考えなかったんでしょうか。

○議長(又地信也君) まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) 廣瀬議員からのお尋ねであります。本条例に関します
勧告、あと公表の制度につきまして、もっと厳しい罰則等を適用できなかったかというご質
問かと思いますが、こちらにつきましては国のほうでも再生可能エネルギーの施設の設置に
ついては、かなり推進をしているところでありまして、現状で法令上でそういった罰則規定
ですとかそういったものがはっきりと定められていないような状況であります。土地によっ
て農地ですとか森林ですとか、そういった土地の法律上によつての規制はあるんですが、そ
ういった再生可能エネルギー上ってというのはまだないような状況でありまして、町としまし
ては現状公表までが限界かなというふうに考えております。なお、こちらの再生可能エネル
ギー発電施設を設置するにあたりまして、経済産業省のほうに事業認可を出す必要があります
が、そちらの事業認可の中に関係法令等の確認事項を提出する資料がありまして、そうい
った関係法令に触れていないか、あと町のほうでこういった条例を作った場合、この条例に
しっかりと適用をして町からの許可ですとか、あとなにもそういった支障がないという部分
があるかという確認事項を提出する資料がありますので、そちらのほうで一定程度事業認可
が規制されるものと考えておりますので、現状この段階でということでご理解をいただき
たいと思います。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第5号 木古内町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、議案第5号 木古内町過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の下段と2ページ以降に、本計画の変更内容を掲載しておりますので、ご参照ください。

このたびの変更内容につきましては、これまでの計画に移住定住新生活しあわせサポート事業、水産基盤整備事業、浄水場場内整備事業、防犯灯料金・設置・補修事業、特別養護老人ホームの車両更新事業、及び介護職員初任者研修事業の計6事業を追加することで、過疎対策事業債の充当を可能とするものであります。

また、本計画の変更につきましては、令和5年6月12日付けで北海道知事より、異議がない旨の回答をいただいております。

なお、詳細につきましては、まちづくり未来課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

まちづくり未来課長。

○まちづくり未来課長(田畑 裕君) それでは、私のほうから議案第5号の詳細について、説明申し上げます。

議案1ページの下段をご覧ください。

計画の2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、(3) 事業計画の(4) 過疎地域持続的発展特別事業、移住・定住の事業内容から「空き家リフォーム助成事業」を削除し、新たに「移住定住新生活しあわせサポート事業」を追加をします。

なお、空き家リフォーム助成事業につきましては、移住定住新生活しあわせサポート事業の一つの事業として盛り込まれておりますので、事業自体がなくなったということではございませんので、ご理解をお願いいたします。

次のページになります。

表の上段、3. 産業の振興、(3) 事業計画の事業名、水産業の事業内容に「水産基盤整備事業」、事業主体に「北海道」を追加します。

続いて表の中段、6. 生活環境の整備、(3) 事業計画の事業名、簡易水道の事業内容に「浄水場場内整備事業」、事業主体に「木古内町」を追加をします。

続いて表の下段、事業名 (7) 過疎地域持続的発展特別事業の項目に「防災・防犯」を追加をし、事業内容に「防犯灯料金・設置・補修事業」、事業主体に「木古内町」を追加をします。

次のページをお開き願います。

表の上段、7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び促進、(3) 事業計画の事業名、老人ホームの事業内容に「車両更新事業」、事業主体に「木古内町」を追加します。

続いて表の下段、(3) 事業計画の事業名、(8) 過疎地域持続的発展特別事業、高齢者・障害者福祉の事業内容に「介護職員初任者研修事業」、事業主体に「木古内町」を追加をします。

次のページになります。

こちら疎地域持続的発展特別事業分の事業計画、持続的発展施策区分、1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、事業名、移住・定住の事業内容から「空き家リフォーム助成事業」を削除し、「移住定住新生活しあわせサポート事業」を記載のとおり追加をいたします。

次のページをお開き願います。

持続的発展施策区分、5. 生活環境の整備の事業名に「防災・防犯」を追加をし、事業計画に「防犯灯料金・設置・補修事業」を記載のとおり追加をいたします。

次のページをお開き願います。

持続的発展施策区分、6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び促進、事業名、高齢者・障害者福祉の事業内容に「介護職員初任者研修事業」を記載のとおり追加をいたします。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) ここで、田畑まちづくり未来課長の詳細説明が終わりました。

昼食のため1時まで、休憩したいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時57分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第15 議案第5号の詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 木古内町ゼロカーボンシティ宣言について

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第6号 木古内町ゼロカーボンシティ宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、議案第6号 木古内町ゼロカーボンシティ宣言につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、我が国では脱炭素社会の実現に向け、日本全体で脱炭素に取り組む姿勢を示すため、全国の自治体でゼロカーボンシティ宣言の表明が相次いでいますが、当町におきましても、先の地域脱炭素将来ビジョン策定により、当町における削減すべき温室効果ガスの削減目標が定まりましたので、ゼロカーボンシティ宣言を行うものでございます。

読み上げさせていただきます。

木古内町ゼロカーボンシティ宣言。

近年、温室効果ガスによると思われる地球温暖化により、世界各地で気候変動や異常気象が観測され、我が国でも平均気温の上昇や記録的な大雨、生態系の変化がおきています。

今後ますます、環境の変化によるリスクが高まり、私たちの暮らしにさらなる被害を及ぼすことが予測されます。

パリ協定に基づき、地球温暖化への対応が世界標準となる中、我が国は2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロとする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

地球温暖化対策は国や都道府県だけではなく、市町村における取り組みも非常に重要であります。

豊富な森林資源を有する本町では、これまで計画的な森林整備による豊かな森づくりを推進し、森林吸収による温室効果ガスの削減に寄与してまいりました。また、公共施設の照明のLED化や、ボイラー等設備更新による、省エネルギー化にも積極的に取り組んでおります。

今後は、町民・事業者・行政が一体となって再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化のさらなる促進、先進技術の活用による環境負荷の低減等を推進し、2050年までにカーボンニュートラルとする「ゼロカーボンシティ」を目指してまいります。

令和5年6月22日 木古内町長 鈴木慎也。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町ゼロカーボンシティ宣言については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第17 同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

現在の農業委員会委員10名は、本年7月19日をもって任期満了となります。本件は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、同意を求めるものであります。

まず、1人目の農業委員として選任するのは農業に関する識見を有する、宇鶴岡177番地居住、岸 智美氏委員候補者の経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認いただきたいと存じます。

任期は、令和5年7月20日から令和8年の7月19日までとなります。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第18 同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

委員の任期と根拠法令の説明は、先ほどの説明のとおりですので、割愛をさせていただきます。

2人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字本町557番地38居住、多田幸広氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認お願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第19 同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

3人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字大平60番地89居住、森永康男氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第3号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第20 同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

4人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字建川54番地1居住、富田 勝氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認お願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第4号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第21 同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

5人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字鶴岡223番地居住、東出雅史氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認願います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第5号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第22 同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

6人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字大川95番地の1居住、川瀬雄二氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認願います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第6号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第23 同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

7人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字瓜谷44番地5居住、手塚宣彰氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認願います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第7号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第24 同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(鈴木慎也君)** ただいま上程となりました、同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

8人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、宇中野196番地居住、林 香葉氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認願います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○**議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第8号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○**議長(又地信也君)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任について

○**議長(又地信也君)** 日程第25 同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(鈴木慎也君)** ただいま上程となりました、同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

9人目の農業委員として選任するのは、同じく農業に関する識見を有する、字瓜谷37番地10居住、西嶋ひとみ氏です。経歴、推薦理由等は、次のページの資料をご確認願います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○**議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第9号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任について

○議長(又地信也君) 日程第26 同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任について、提案理由を説明申し上げます。

10人目の農業委員として選任するのは、一般募集により応募されました、宇新道104番地居住、鈴木了介氏です。経歴、応募理由等は、次のページの資料をご確認願います。

以上で、提案理由の説明を終わりますので、ご審議賜りまして、満場一致でのご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第10号 木古内町農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第27 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第28 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 3番 廣瀬雅一です。

意見書案第1号 令和5年6月22日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 廣瀬雅一、賛成者 木古内町議会議員 竹田 努、同じく新井田昭男。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求め、記載しておりますとおり以下11点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものでございます。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、 「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書

○議長(又地信也君) 日程第29 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) 2番 東出洋一です。

意見書案第2号 令和5年6月22日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 安齋 彰、同じく相澤 巧。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。

この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。

教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。

また、子ども達へのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校

において段階的に35人以下学級が実現することとなっております。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、記載しておりますとおり以下3点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣等に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第30 意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 7番 相澤 巧です。

意見書案第3号 令和5年6月22日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 相澤 巧、賛成者 木古内町議会議員 安齋 彰、同じく東出洋一。

意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核

兵器禁止条約が採択され、同年9月20日に条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。

現在、92か国が署名し、68か国が批准しています。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しております。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略にあわせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。

これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求め、内閣総理大臣及び外務大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 一つ、質問させていただきたいなと思ひまして、この核兵器禁止条約には、安全保障という部分が全く盛り込まれておりません。この辺に関して、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) いま廣瀬議員から安全保障の件、言われました。元々、核兵器に関しては使用してはならない、作っても貯蔵してもならない、そういうことを前提に核兵器禁止条約が提出されております。そういう意味をもって核兵器禁止条約、これに皆さんが参加することにより、国全体、世界全体の安全が保障されるものと考えております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「反対討論」の声あり)

○議長(又地信也君) 3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 反対討論です。

我が国は、唯一の被爆国であり、その悲惨さは全国民の知るところであり、核の根絶は皆様の思っているところでもあり、私も核のない世界を熱望いたします。

このたびの反対理由は、この核兵器禁止条約には、人道的な観点はあるものの、安全保障については、なんら踏まえられておりません。日本国の国防安全保障は、米国の核抑止力を

前提に形成され、政府、自衛隊はそのように運営されていると思っております。

また、我が国は非核三原則やNPT核兵器不拡散条約において、主導、主張すべきで、国防安全保障を思うのであれば、必ずしも賛成と思いません。これが私の理由となります。以上です。

○議長(又地信也君) 反対討論がありました。

賛成者の中から賛成討論をお願いします。

(「賛成討論」の声あり)

○議長(又地信也君) 2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) 2番 東出でございます。

私も3番議員おっしゃるのは、私もよく理解できます。また、その辺については、我々よくその辺については、奥深く勉強をしていないのも私自身もそうでございますけれども、ただ私はこの件については、全ていま現状置かれていることを考えれば、ということはロシアによるウクライナ侵攻の問題、それから北朝鮮のミサイル等のことを考えれば、いまこの部分では私は賛成しておきたいなど。ただ、廣瀬議員のおっしゃる安全保障の面についての議論については、いま私はこの場では答える材料をもっておりませんが、今回のこの意見書については、このまま私はなんら問題はないだろうし、これをとおしていきたいとこのように考えておりますので、賛成討論といたします。

○議長(又地信也君) 以上で、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 起立4名。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第31 意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 9番 吉田裕幸です。

意見書案第4号 令和5年6月22日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 廣瀬雅一、同じく竹田 努。

意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のと

おり提出します。

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

本町の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であることから、記載しておりますとおり以下3点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣等に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

今定例会はじめて発言しますので、声出るか不安なんですけれども、質問させていただきます。

私自身これまでも同僚議員に伝えていたとおり、意見書については、あまり前向きな思いはございませんでした。先ほども意見書案第3号の中で、我々の中身が解決しきれていないのに意見書を可決するという自体どうなのかなと思ったところがございます。

それで、そう言いながらも意見書を出されてきた団体でしたり、あとは他市町との連携でしたり、道や国に意見を提出するっていう観点は無きにしも非ずの中で、これまでも様々出されてきた意見書の一つひとつについて、全員で賛成したものについては当町にとってあるいは国にとって必要な意見だなっていうことを自分なりに解決した中で、賛同してきました。

そのような観点から、今回は常任委員会で揉んでいない意見書、きょうはじめて出てきた意見書ですので、内容について少し確認させていただきたいと思います。

当町も先ほどゼロカーボン宣言をしたばかりで、この森林を守っていくっていうことは大変大切なことだということ、理解しております。

この記の1と2については、山を守るため、あるいはそれらの人材を育成するために国として力入れをしてくださってということについては、理解したところがございます。

3番なんですけれども、最後の行で「譲与基準」、森林環境譲与税です。この「基準を見直すこと」と書いてあるんですけれども、これはどのように基準を見直すっていうことを意見として述べているのか、お伺いしたいと思います。

また、これまでも森林譲与税の使い道について、担当課からは議会にも様々な提案、意見

をくださいと言われている中、譲与税の使い道についての提案をしたことってあまりないんです、我が議会については。仮にこの見直しが増を見直すということをおっしゃっているとしたら、当町はその譲与税の使い道について、どこまで議会として提案したとして考えているのか、そのこともあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時55分
再開 午後1時56分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) ただいま、1番議員から質問がございました。

当議会にも森林・林業活性化議員連盟がありまして、平野議員もいま現在副会長でおられます。この中身につきましては、先ほど平野議員が言われたものは、これからいろんな関係の中で活性化連盟の中で議論していきたい。ただ、今回の定例会におきまして、木古内町は宣言をしましたので、それについて行政と綿密に打合せをして、これからどのようなものが出てくるか、それについてどのような取り組みをするか、どのような予算が付いてくるのか、森林・林業活性化議員連盟として、そして森林環境譲与税をいかにどう国に発信していくのかが課題になってくると思います。

平野議員が心配されていることもごもっともではございますが、北海道が宣言をしていますので、当町においても宣言をする。そして、議会も一緒に行動してやってというのが私達のスタンスでありますので、何卒ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 先ほどもゼロカーボン宣言には全員一致で参加したところで、先ほどおっしゃるように森林活性化連盟のもと、我が町の森林を守っていくという考えは賛同しますということは伝えているんです。

1番・2番については、国に求めることわかりますけれども、この「譲与基準を見直すこと」の内容はどのような見直しを求めているんですかということを知っています。

○議長(又地信也君) 9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 譲与基準、いま現在、森林環境譲与税については、決められた部分の枠の中での予算が組まれています。それを拡充していくというのが今回の宣言の中に含まれていく。当然、それは行政に対して予算組みの中でいろんなものが出てくると思います。

それは、いまだどういふものかかって言われるといますぐ返答はできないのかもしれませんが、ぜひこれは道南林活でも全道の林活でも議論されていることなので、その辺を注意深く見て、聞いていきたいと思っております。そして、地元の林活の中、そして行政と相談しながら進めていきたいと思っておりますので、その辺後ほどもしわかり次第、林活の会議の中で説明しますので、よろしくご配慮をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) すみません、質問に対して全然答えていただいていないと思うんですけども、チラッといま途中でおっしゃったことは、例えば森林環境譲与税を増やした配分

にしてくださいということなのか、それとも使える使い道を幅広くしてくださいっていう基準の見直しなのか。せめてそのことをわからないで意見書を出すっていうのは、やはり先ほども3号議案の時に私申し述べましたけれども、わからないまま意見書を出すっていうのは、やはり相応しくないと思いますので、そのことをいま最初に聞いたことだけもう1回確認したいと思いますけれども。

○議長(又地信也君) 9番 吉田裕幸君。

○9番(吉田裕幸君) 平野議員から言われたとおりではございますが、いま現在答えられる部分というのは、たぶん環境譲与税の部分がいろんな意味で広く使われてくるのであろうと思われるということです。限定はできません。それを後ほど道南林活、そして全道の林活の総会にて調べてまいりますので、それまでいま一度お待ちいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「反対討論」の声あり)

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 私も先ほどゼロカーボンシティ宣言に賛成したところであります。

その中で当然、森林を守るっていう考えは持ち合わせております。しかしながら、この意見書の考え方として提出する以上、中身を全て熟知してから出さなければ恥ずかしいことだと思いますので、先ほど吉田議員が後ほど中身を調べて伝えますと言いましたけれども、それを伝えられてから賛成したいと思います。

以上のことから、私は反対とさせていただきます。

○議長(又地信也君) 賛成者の討論をお願いいたします。

(「賛成討論」の声あり)

○議長(又地信也君) 3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 吉田議員と同じような形になるんですけれども、私も勉強不足な部分もありまして、争点として3番の森林環境譲与税の基準見直しということだと思っております。

この見直しがどういう見直しで、明確な答えが知りたいということだろうと思っておりますけれども、いま現在ちょっと答えを持ち合わせておりません。それに対して吉田議員の言うとおりに、後日その辺も含めて調べまして、平野議員にお伝えしたいなど、また皆さんにもお伝えしたいなど思っております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時08分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

反対討論もあったようですし、賛成討論もありました。

ここで、討論を終結したいと思います。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第32 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労様でした。

(午後2時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月22日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 平 野 武 志

署 名 議 員 東 出 洋 一